

# 福岡県公報

令和八年三月三十一日  
第六百八十二号  
増刊  
②

## 目次

告示	示(第二百九十四号-第二百九十九号)	(財政課)	一
○福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定の一部を改正する告示			
○福岡県資料室設置規程及び福岡県資料室利用規程の一部を改正する告示	(調査統計課)	二	
○福岡県文化賞表彰規程の一部を改正する告示	(文化振興課)	二	
○福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示	(団体指導課)	二	
○福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示(漁業管理課)		三	
○福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示	(会計管理局会計課)	三	
訓令	令(第六号-第十九号)	(行政経営企画課)	四
○法制審議会規程の一部を改正する訓令			
○福岡県マイクロフィルム文書取扱規程の一部を改正する訓令	(行政経営企画課)	四	
○福岡県職域表彰規程の一部を改正する訓令	(行政経営企画課)	五	
○福岡県文書管理規程の一部を改正する訓令	(行政経営企画課)	五	
○福岡県文書書式規程の一部を改正する訓令	(行政経営企画課)	六	
○福岡県庁舎防火管理規程の一部を改正する訓令	(財産活用課)	六	
○福岡県広報広聴事務取扱規程の一部を改正する訓令(県民情報広報課)		六	
○知事が保有する個人情報情報の適切な管理のための措置に関する規程の一部を改正する訓令(県民情報広報課)		七	

○福岡県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(総務事務厚生課)	七
○福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令(総合政策課)	七
○福岡県情報処理規程の一部を改正する訓令(情報政策課)	七
○福岡県統計事務取扱規程の一部を改正する訓令(調査統計課)	八
○福岡県産炭地振興対策推進連絡会議規程の一部を改正する訓令(政策支援課)	八
○福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システム運用管理規程の一部を改正する訓令(行財政支援助課)	九
教育委員会	
○福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則(教育庁高校教育課)	九
○福岡県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則(教育庁総務企画課)	九
○福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則(教育庁総務企画課)	一〇
○福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則(教育庁総務企画課)	一〇
○福岡県教育委員会公印管守規程等の一部を改正する訓令(教育庁総務企画課)	一一
○福岡県教育庁事務分掌規程等の一部を改正する訓令(教育庁総務企画課)	一二
○福岡県教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員指定(教育庁総務企画課)	一五
○福岡県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する規程(がん感染症疾病対策課)	一五

## 告示

福岡県告示第二百九十四号  
福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定(昭和三十三年四)

月福岡県告示第二百九十一号)の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

第三号から第七号までを次のように改める。

3から7まで 削除

第二十八号から第三十号までを次のように改める。

28から30まで 削除

第三十三号を次のように改める。

33 福岡県福祉こども政策部関係権限移譲事務交付金

第四十三号を次のように改める。

43 福岡県政策企画部関係権限移譲事務交付金

第五十二号を次のように改める。

52 削除

第六十四号の次に次の一号を加える。

65 福岡県市町村・地域振興部関係権限移譲事務交付金

福岡県告示第二百九十五号

福岡県資料室設置規程及び福岡県資料室利用規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県資料室設置規程及び福岡県資料室利用規程の一部を改正する告示

(福岡県資料室設置規程の一部改正)

第一条 福岡県資料室設置規程(昭和二十七年十月福岡県告示第五百九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「企画・地域振興部調査統計課」を「総務部統計課」に、「企画・地域振興部調査統計課長」を「総務部統計課長」に改める。

第三条中「企画・地域振興部調査統計課長」を「総務部統計課長」に改める。

(福岡県資料室利用規程の一部改正)

第二条 福岡県資料室利用規程(昭和二十七年十月福岡県告示第五百九十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「企画・地域振興部調査統計課長」を「総務部統計課長」に改める。

第十六条中「企画・地域振興部調査統計課」を「総務部統計課」に改める。

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県告示第二百九十六号

福岡県文化賞表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県文化賞表彰規程の一部を改正する告示

福岡県文化賞表彰規程(平成五年八月福岡県告示第千二百五十四号の二)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「福岡県公報に đăng載して」を「インターネットの利用その他の適切な方法により」に改める。

第六条中「随時」を削る。

第八条中「人づくり・県民生活部文化振興課」を「市町村・地域振興部文化局文化政策課」に改める。

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県告示第九十七号

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程（平成十五年九月福岡県告示第千六百五十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（事務の委託）

**第五条** 県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）

第二百四十三条の二第一項の規定により林業・木材産業改善資金の貸付けに係る事務（貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払の猶予の決定を除く。以下「貸付事務」という。）の一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）は、委託を受けた貸付事務の一部について、自治法第二百四十三条の二第五項の規定により、同項に規定する者に委託することができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該委託について知事の承認を受けなければならない。

第六条第二項中「事務再委託機関」を「前条第二項の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）」に改め、同条第三項中「事務再委託機関」を「受託者」に改め、同条第五項中「事務委託機関」を「指定公金事務取扱者」に、「事務再委託機関」を「受託者」に改め、同条第八項中「事務再委託機関及び事務委託機関」を「受託者及び指定公金事務取扱者」に、「第七条」を「次条」に改める。

第八条第一項及び第二項中「事務再委託機関」を「受託者」に改め、同条第四項、第六項及び第七項中「事務委託機関」を「指定公金事務取扱者」に、「事務再委託機関」を「受託者」に改める。

第九条第五項、第十五条第三項及び第十九条第四項中「事務委託機関」を「指定公金事務取扱者」に、「事務再委託機関」を「受託者」に改める。

様式第二号中

事務（再）委託機関

年 月 日

を

指定公金事務取扱者  
（受託者）

年 月 日

に改める。

**附則**

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

**福岡県告示第二百九十八号**

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程（昭和五十五年一月福岡県告示第百一十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「第二号」を「次号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（事務の委託）

**第四条の二** 県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により貸付けに係る事務（貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定を除く。）の一部を委託することができる。

第七条第三項中「第十二条に規定する事務委託機関」を「第四条の二の規定による委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）」に改める。

第九条、第十二条第二項及び第十五条第二項中「事務委託機関」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第十六条を削る。

様式第五号中

事務再委託機関

事務委託機関

を

指定公金事務取扱者

に改める。

様式第八号中「（ 様式）」を削る。

様式第十号中「事務委託機関」を「指定公金事務取扱者」に改める。

**附則**

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

**福岡県告示第二百九十九号**

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示  
 福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示（昭和三十九年四月福岡県告示第  
 二百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中

教育センター 社会教育総合センター	交通機動隊	〃 篠栗支店
教育センター 社会教育総合センター	〃	〃 篠栗支店
久留米県税事務所 久留米児童相談所 久留米中小企業振興事 務所	久留米警察署	〃 久留米営業部
工業技術センター 生物食品研究所 両筑家畜保健衛生所 筑後労働者支援事務所 筑後川水系農地開発事 務所	教育庁北筑後 教育事務所 明善高等学校	〃 久留米営業部
久留米県税事務所 久留米児童相談所 久留米中小企業振興事 務所	久留米警察署	〃 久留米営業部
工業技術センター 生物食品研究所 両筑家畜保健衛生所 筑後労働者支援事務所 朝倉農林事務所筑後川 水系農地防災センター 久留米高等技術専門校 久留米県土整備事務所	教育庁北筑後 教育事務所 明善高等学校	〃 久留米営業部

を

に、

を

に改める。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

訓 令

福岡県訓令第六号

本 庁

法制審議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

法制審議会規程の一部を改正する訓令

法制審議会規程（昭和二十六年十月福岡県訓令第六十三号）の一部を次のように改正

する。

第七条第二項中「総務部行政経営企画課長」を「総務部法務・県民情報課長」に改め

る。

第十一条中「総務部行政経営企画課」を「総務部法務・県民情報課」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県訓令第七号

本 庁

出先機関

福岡県マイクロフィルム文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県マイクロフィルム文書取扱規程の一部を改正する訓令

を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「総務部行政経営企画課」を「総務部法務・県民情報課」に、

「行政経営企画課」を「法務・県民情報課」に改める。

第三条第一項中「行政経営企画課に」を「法務・県民情報課に」に、「行政経営企画

課長」を「法務・県民情報課長」に改める。

第四条から第六条まで及び第九条第二項中「行政経営企画課長」を「法務・県民情報

課長」に改める。

第十条中「行政経営企画課長は、行政経営企画課を「法務・県民情報課長は、法務・県民情報課」に改める。

第十一条、第十二条第一項、第十三条第二項、第十五条第一項ただし書、第十六条第一項及び第三項、第十七条第一項、第十八条第二項から第四項まで、第十九条ただし書、第二十条並びに第二十一条中「行政経営企画課長」を「法務・県民情報課長」に改める。

様式第一号中「~~総務部行政経営企画課長~~」を「~~総務部法務・県民情報課長~~」に改める。  
様式第二号及び様式第三号その一中「~~福岡県総務部行政経営企画課長~~」を「~~福岡県総務部法務・県民情報課長~~」に改める。  
様式第六号中「~~福岡県総務部行政経営企画課長~~」を「~~法務・県民情報課長~~」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県訓令第八号

本 庁

出先機関

福岡県職域表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県職域表彰規程の一部を改正する訓令

福岡県職域表彰規程（平成十年二月福岡県訓令第一号）の一部を次のように改正する。  
第三条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

第六条第一項中「秘書室長及び」を削る。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県訓令第九号

本 庁

出先機関

福岡県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県文書管理規程の一部を改正する訓令

福岡県文書管理規程（平成十六年一月福岡県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「行政経営企画課長」を「法務・県民情報課長」に改め、同条第一項中「総務部行政経営企画課長」を「総務部法務・県民情報課長」に、「行政経営企画課長」を「法務・県民情報課長」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「行政経営企画課長」を「法務・県民情報課長」に改める。

第九条第一項中「総務部行政経営企画課」を「総務部法務・県民情報課」に、「行政経営企画課」を「法務・県民情報課」に改め、同条第三項中「行政経営企画課長」を「法務・県民情報課長」に改める。

第十条第一項及び第二項中「行政経営企画課」を「法務・県民情報課」に改める。

第十六条第一項、第三項及び第五項並びに第十八条第一項第二号中「行政経営企画課長」を「法務・県民情報課長」に改める。

第二十三条第二項ただし書を削る。

第三十五条第一項、第三項及び第四項ただし書、第三十六条第一項並びに第四十一条中「行政経営企画課」を「法務・県民情報課」に改める。

第四十九条第一項及び第二項、第五十二条第二項、第五十五条第一項及び第二項並びに第五十八条第一項中「行政経営企画課長」を「法務・県民情報課長」に改める。

第六十二条第一項中「行政経営企画課」を「法務・県民情報課」に改め、同条第二項ただし書中「行政経営企画課長」を「法務・県民情報課長」に改める。

第六十三条、第六十六条から第六十九条の二まで及び第七十一条中「行政経営企画課長」を「法務・県民情報課長」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県訓令第十号

福岡県文書書式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県文書書式規程の一部を改正する訓令

福岡県文書書式規程（平成十六年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「総務部行政経営企画課長」を「総務部法務・県民情報課長」に、「行政経営企画課長」を「法務・県民情報課長」に改める。

第三条第二項第五号中「行政経営企画課長」を「法務・県民情報課長」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県訓令第十一号

福岡県庁舎防火管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

本 庁

出先機関

福岡県庁舎防火管理規程の一部を改正する訓令

福岡県庁舎防火管理規程（平成十七年五月福岡県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第四号中「総務部消防防災課長」を「総務部防災危機管理局消防保安課長」に改め、同項第十号中「教育庁総務部総務課長」を「教育庁教育総務部総務課長」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県訓令第十二号

本 庁  
出先機関

福岡県広報聴事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県広報聴事務取扱規程の一部を改正する訓令

福岡県広報聴事務取扱規程（昭和三十九年七月福岡県訓令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「行なつて」を「行つて」に改める。

第三条第一項中「総務部県民情報課と」を「政策企画部広報課と」に、「総務部県民情報課長（以下「県民情報広報課長」を「政策企画部広報課長（以下「広報課長」に、「企画課長」を「県土整備企画課長」に改め、同条第二項中「県民情報広報課長」を「広報課長」に改める。

第四条第一項中「県民情報広報課長」を「広報課長」に改める。

第五条第一項中「並びに北九州県民情報コーナー（以下「県民相談室等」という。）を削り、「各一名」を「一名」に改め、同条第二項中「県民相談室等」を「県民相談室」に改める。

第六条から第八条までの規定中「県民情報広報課長」を「広報課長」に改める。

第九条中「県民情報広報課長」を「広報課長」に改め、同条第三号中「総務部県民情

報広報課」を「政策企画部広報課」に改める。

第十条中「別に」を「別に」に改め、同条第二号中「にあつては」を「にあつては」に、「吏員」を「職員」に改める。

第十一条中「総務部長」を「政策企画部長」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県訓令第十三号

本 庁  
出先機関

知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の一部を

改正する訓令

知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（令和五年三月福岡県訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「総務部県民情報広報課長」を「総務部法務・県民情報課長」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県訓令第十四号

本 庁  
出先機関  
労働委員会事務局

福岡県職員安全管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県職員安全管理規程の一部を改正する訓令

福岡県職員安全管理規程（平成元年四月福岡県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第七条（見出しを含む。）及び第八条中「総務事務厚生課長」を「行政マネジメント課長」に改める。

第十一条第一項の表農地開発事務所の項中「農地開発事務所」を「朝倉農林事務所筑後川水系農地防災センター」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県訓令第十五号

本 庁  
出先機関

福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令

福岡県地方行政連絡会議規程（昭和三十五年十月福岡県訓令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第九条中「企画・地域振興部長」を「総務部長」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県訓令第十六号

本 庁  
出先機関

福岡県情報処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県情報処理規程の一部を改正する訓令

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県情報処理規程（平成二十四年二月福岡県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「部長、」を「部長及び」に改め、「及び同条第六項の秘書室長」を削り、同条第九号及び第十号中「情報政策課長」を「デジタル戦略推進課長」に改める。

第五条第一項中「企画・地域振興部長」を「政策企画部長」に改める。

第七条第二項、第八条第二項、第九条第一項ただし書、第十条から第十二条まで及び第十三条第一項中「情報政策課長」を「デジタル戦略推進課長」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県訓令第十七号

本 庁

出先機関

福岡県統計事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県統計事務取扱規程の一部を改正する訓令

福岡県統計事務取扱規程（昭和三十八年九月福岡県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「企画・地域振興部調査統計課長」を「総務部統計課長」に、「調査統計課長」を「統計課長」に改め、同条第二項及び第三項中「調査統計課長」を「統計課長」に改める。

第四条、第五条第三項、第六条、第七条第一項、第八条及び第九条第二項中「調査統計課長」を「統計課長」に改める。

様式第二号中「調査統計課長」を「統計課長」に、「第3条3項」を「第3条第3項」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県訓令第十八号

福岡県教育委員会訓令第二号

本 庁

福岡県産炭地振興対策推進連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県教育委員会

福岡県産炭地振興対策推進連絡会議規程の一部を改正する訓令

福岡県産炭地振興対策推進連絡会議規程（昭和五十六年四月 福岡県訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「企画・地域振興部長」を「市町村・地域振興部長」に改める。

第五条第四項中「企画・地域振興部次長」を「市町村・地域振興部次長」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

- 総務部長
- 政策企画部長
- 人材育成・活躍推進部長
- 保健医療介護部長
- 福祉こども政策部長
- 環境部長
- 商工部長
- 農林水産部長
- 県土整備部長
- 建築都市部長
- 教育長

別表第二（第五条関係）



(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十五条第二項の規定に基づき、教育委員会規則の公布等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 第一項中「福岡県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に、「公布番号、公布年月日、公布の旨の前文」を「公布の旨の前文、年月日」に、「記入して、教育委員会の印を押し、教育長が署名し、福岡県教育委員会の名で公布する」を「記入しなければならぬ」に改め、同条第二項中「福岡県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に、「福岡県公報」を「県公報」に、「但し、天災地変等」を「ただし、天災その他の事由」に、「福岡県公報」を「県公報」に、「福岡県教育庁掲示板」を「県庁前の掲示場その他の公衆の見やすい場所」に、「かえる」を「代える」に改める。

第三条を次のように改める。

(施行期日)

第三条 教育委員会規則は、当該規則をもって特に施行期日を定めることができる。

第四条中「第二条及び第三条」を「前二条」に改め、「公表を要する」を削り、「の公告に」を「で公表を要するものの公表について」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第三号

福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十五年福岡県教育委員会規則第十号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第四号

福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則

(福岡県教育庁組織規則の一部改正)

第一条 福岡県教育庁組織規則（平成三十年福岡県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号の表中

総務企画課	総務秘書係	文書・法人係	人事係	教育政策推進室	広
	報道				
総務課	秘書広報係	文書・法人係	人事係		
教育イノベーション推進課	総合政策係	教育DX企画係	学校教育イノベーション推進室		

、「財産・情報基盤係」を「財産係」に改め、同条第二号の表中「ICT教育推進室」を削る。

第九条の見出しを「(総務課の分掌事務)」に改め、同条中「総務企画課」を「総務課」に改め、同条第二十一号中「教育要覧、」を削り、同条第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第三十号までを一号ずつ繰り上げ、第三十一号から第四十二号までを削り、第四十三号を第三十号とし、第四十四号を第三十一号とする。

第九条の次に次の一条を加える。

(教育イノベーション推進課の分掌事務)

第九条の二 教育総務部教育イノベーション推進課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- 一 教育行政の総合的企画及び調整に関すること。
- 二 教育施策の策定及び重要施策の進行管理に関すること。

三 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価に関すること。

四 県立学校の高等学校教育改革の推進（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。

五 教育委員会の所掌事務に係る情報の収集及び整理等に関すること。

六 教育委員会の所掌事務に係る国際交流の調整に関すること。

七 知事部局との連絡調整（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。

八 ふくおか教育月間に関すること。

九 市町村教育委員会の組織及び運営に関する指導助言（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。

十 市町村教育委員会教育長及び委員の研修に関すること。

十一 教育改革推進本部に関すること。

十二 福岡県教育振興審議会に関すること。

十三 教育委員会の所掌事務に係る情報化の推進に関すること。

十四 教育DXの総合企画に関すること。

十五 公立学校における教育DXの活用（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。

十六 教育委員会の所掌事務に係る情報セキュリティに関すること。

十七 県立学校における情報基盤の整備に関すること。

十八 教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の施設の情報基盤の整備に関する指導助言に関すること。

十九 公立学校におけるICTを活用した教育推進の総括及び研究に関すること。

二十 教育長が特に命じた事項に関すること。

第十二条中第七号から第十号までを削る。

（福岡県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部改正）

**第二条** 福岡県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成八年福岡県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

本則中「行政経営企画課長」を「法務・県民情報課長」に、「総務企画課長」を「総務課長」に、「行政経営企画課」を「法務・県民情報課」に、「総務企画課」を「

総務課」に改める。

（福岡県教育振興審議会規則の一部改正）

**第三条** 福岡県教育振興審議会規則（平成三十一年福岡県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「総務企画課」を「教育イノベーション推進課」に改める。

（福岡県知事の補助職員に対する福岡県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

**第四条** 福岡県知事の補助職員に対する福岡県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（平成二十九年福岡県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「人づくり・県民生活部長」を「市町村・地域振興部長」に改める。

（福岡県教育委員会が実施する指導改善研修における認定の手続等に関する規則の一部改正）

**第五条** 福岡県教育委員会が実施する指導改善研修における認定の手続等に関する規則（平成二十年福岡県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

**附則**

（施行期日）

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

**福岡県教育委員会訓令第3号**

本 序

出先機関

福岡県教育委員会公印管守規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和八年三月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会公印管守規程等の一部を改正する訓令

（福岡県教育委員会公印管守規程の一部改正）

**第一条** 福岡県教育委員会公印管守規程（昭和三十一年四月福岡県教育委員会訓令第二

号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「総務企画課」を「総務課」に改める。

別表第一中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

(福岡県教育委員会事務局職員の東京都駐在に関する訓令の一部改正)

**第二条** 福岡県教育委員会事務局職員の東京都駐在に関する訓令(平成元年三月福岡県教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「総務企画課」を「総務課」に改める。

(福岡県教育文化表彰者選考規程の一部改正)

**第三条** 福岡県教育文化表彰者選考規程(平成十年八月福岡県教育委員会訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「人づくり・県民生活部」を「人材育成・活躍推進部」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第一号

本 庁

出先機関

福岡県教育庁事務分掌規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県教育委員会教育長 寺崎 雅巳

福岡県教育庁事務分掌規程等の一部を改正する訓令

(福岡県教育庁事務分掌規程の一部改正)

**第一条** 福岡県教育庁事務分掌規程(平成三十年三月福岡県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第四条(見出しを含む。)中「総務企画課」を「総務課」に改め、「及び室」を削り、同条第一号を次のように改める。

一 秘書広報係の分掌事務

イ 庶務に関すること。

ロ 教育委員会の会議に関すること。

ハ 教育委員会委員及び教育長の秘書に関すること。

ニ 教育委員会制度に関すること。

ホ 庁用車の管理運行に関すること。

ヘ 庁舎管理の連絡調整に関すること。

ト 教育庁の運営に係る予算に関すること。

チ 教育事務所に関すること(他の課の所掌に係るものを除く。)

リ 教育行政に係る広報及び広聴の総合企画、調整及び実施に関すること。

ヌ 教育便覧に関すること。

ル 教育委員会の所掌事務に係る広報の強化に関すること。

ヲ 報道機関との連絡及び調整に関すること。

ワ 教育行政相談に関すること。

カ 県議会に係る事務の連絡及び調整に関すること。

コ 教育文化表彰に関すること。

ク 出先機関(学校を除く。)の長の会議に関すること。

ケ 叙位及び叙勲(他の課の所掌に係るものを除く。)に関すること。

コ 教育総務部各課の連絡調整に関すること。

セ 第四条第二号チ中「教育便覧及び」を削り、同条第三号中リをルとし、チをヌとし、トの次に次のように加える。

チ 附属機関等における委員等の登用の適正化に係る事務の総括に関すること。

リ 次世代育成推進施策に係る事務の総合的な連絡及び調整に関すること。

第四号第四号及び第五号を削り、同条の次に次の一条を加える。

(教育イノベーション推進課各係及び室の分掌事務)

**第四条の二** 教育総務部教育イノベーション推進課各係及び室の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 総合政策係の分掌事務

イ 庶務に関すること。

ロ 教育行政の総合的企画及び調整に関すること。

ハ 教育施策の策定及び重要施策の進行管理に関すること。

ニ 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価

ホ 県立学校の高等学校教育改革の推進（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。

ヘ 教育委員会の所掌事務に係る情報の収集及び整理等に関すること。

ト 教育委員会の所掌事務に係る国際交流の調整に関すること。

チ 知事部局との連絡調整（他の課及び教育DX企画係の所掌に係るものを除く。）に関すること。

リ ふくおか教育月間に関すること。

ヌ 市町村教育委員会との連絡調整（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。

ル 市町村教育委員会教育長及び委員の研修に関すること。

ヲ 教育改革推進本部に関すること。

ワ 福岡県教育振興審議会に関すること。

カ 職員の意識改革及び事務の執行の効率化（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。

ヨ 教育長が特に命じた事項に関すること。

二 教育DX企画係の分掌事務

イ 教育委員会の所掌事務に係る情報化に関する施策の総合的企画及び調整に関すること。

ロ 教育DXの総合企画に関すること。

ハ 教育委員会の所掌事務に係る情報セキュリティに関すること。

ニ 県立学校における教育情報ネットワーク、校務用パソコン、児童生徒実習用環境その他の情報基盤の整備に関すること。

ホ 教育委員会の所掌に属する学校以外の教育機関の施設の情報基盤の整備に関する総合企画及び指導助言に関すること。

ヘ 共用ネットワーク、共用パソコン及び社会保障・税番号制度に関する知事部局との連絡調整（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。

三 学校教育イノベーション推進室の分掌事務

イ 公立学校における教育DXの推進（他の課及び教育DX企画係の所掌に係るものを除く。）に関すること。

ものを除く。）に関すること。

ロ 公立学校におけるICTを活用した教育の推進に係る企画、調整及び指導助言の総括並びに研究に関すること。

ハ 県立学校における統合型校務支援システムの企画、管理及び運営に関すること。

第七条第二号中「財産・情報基盤係」を「財産係」に改め、同号ホからチまでを削る。

第九条（見出しを含む。）中「、班及び室」を「及び班」に改め、同条第三号中トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 県立の高等学校及び中高一貫教育校におけるICTを活用した教育の推進に係る企画、調整及び指導助言に関すること。

第九条第四号を削る。

第十一条第二号ト及びチを次のように改める。

ト 県立特別支援学校におけるICTを活用した教育の推進に係る企画、調整及び指導助言に関すること。

チ 県立特別支援学校の校外行事の届出及び承認（学校体育に係るものを除く。）に関すること。

第十一条第二号リを削る。

（福岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正）

第二条 福岡県教育委員会事務決裁規程（平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第

二号）の一部を次のように改正する。

「総務企画課長」を「総務課長」に改め、「総務企画課」を「総務課」に改める。

別表二第三項第一号中「（採用又は昇任について人事委員会の承認を得ることを含む。）」を削る。

別表二第三項中第十一号を第十二号とし、第二号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

2 課長補佐相当職員及び係長相当職員の職に係る者の採用又は昇任に 課長  
ついて人事委員会の承認を得ること。

別表二第十一項第十一号中「第二条第二項」の下に「及び第十二条第一項」を加え

る。  
別表二十五項を次のように改める。

十五 削除

別表第二十項中「教育要覧」、を削り、「教育要覧等」を「教育便覧等」に改める。

別表第二十四項から第二十七項を削り、第二十八項を第二十四項とし、第二十九項を第二十五項とし、第三十項第二号を削り、同項を第二十六項とする。

別表二の次に次の一表を加える。

別表二の二(第十四条関係) 教育総務部教育イノベーション推進課における個別的専

決事項

事項名	決裁権者
一 市町村教育委員会に関する事務 1 市町村教育委員会の職員等を対象とする重要な研修会、説明会等を企画すること。 2 市町村教育委員会の職員等を対象とする研修会、説明会等を企画すること。	部長
3 前二号の研修会、説明会等の実施に関する事務を処理すること。	課長
二 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下この項中「法」という。)の規定に基づく教育組合に関する事務 この項中地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百一十一号)を「施行令」という。	教育長
1 法第六十条第四項及び第五項の規定に基づき、教育組合の設置について県議会又は知事に意見を述べること。	教育長
2 施行令第十一条及び第十二条の規定に基づき、教育組合の規約の変更等について知事又は県議会に意見を述べること。	教育長
3 施行令第十三条の規定に基づき、教育組合の解散の届出を受理すること。	副教育長
三 教育行政の総合的企画に関する事務 1 長期計画の原案を決定すること。 2 長期計画の実施計画の原案を決定すること。	教育長
四 長期計画の進捗管理に関する事務 1 長期計画の実施に関する報告を求めること。 2 長期計画の実施に関し、必要な指示を行うこと。 3 長期計画の実施に関し、是正を命ずること。	課長 部長 副教育長
五 福岡県教育振興審議会(以下この項中「審議会」という。)に関する事務 1 審議会の招集を求めること。 2 付議事項を決定すること。	教育長 教育長

六 その他の事務  
1 国際交流に関する事務を処理すること。

課長

別表三第五項第二号中「第二条第二項」の下に「及び第十二条第一項」を加える。

別表七第二項第三号中、「学力検査問題検討委員、英語リスニング問題試験委員及び公正確保委員」を「及び学力検査問題検討委員」に改める。

別表九第十三項を削り、第十四項を第十三項とし、第十五項を第十四項とする。

別表十三教育事務所長の項第二項第九号を次のように改める。

9 福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則第三条に基づき、義務教育等教員特別手当における学級担任加算対象者を認定すること。

別表十三教育事務所長の項第二項第十一号中「第二条第二項」の下に「及び第十二条第一項」を加える。

別表十三教育センター所長の項第二号を削る。

別表十三県立中学校長の項第六項第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

7 福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則第三条に基づき、義務教育等教員特別手当における学級担任加算対象者を認定すること。

(福岡県教育委員会統計事務調整規程の一部改正)

第三条 福岡県教育委員会統計事務調整規程(平成十一年三月福岡県教育委員会教育長訓令第三号)の一部を次のように改正する。

「総務企画課長」を「総務課長」に、「総務企画課」を「総務課」に改める。

(福岡県教育庁文書管理規程の一部改正)

第四条 福岡県教育庁文書管理規程(平成十六年一月福岡県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

「行政経営企画課長」を「法務・県民情報課長」に、「総務企画課長」を「総務課長」に、「行政経営企画課」を「法務・県民情報課」に、「総務企画課」を「総務課」に改める。

(教育委員会が保有する個人情報)の適切な管理のための措置に関する規程の一部改正

第五条 教育委員会が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程(令和

五年三月福岡県教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。  
第二十七条中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

(福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部改正)

第六条 福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程(昭和六十一年一月福岡県教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

10 福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則第三条に基づき、義務教育等教員特別手当における学級担任加算対象者を認定すること。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)附則第二条第二項及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第九号)第二条の規定により、なお従前の例によることとされた公益信託については、この訓令による改正前の福岡県教育委員会事務決裁規程別表第二十五項の規定は、なおその効力を有する。

福岡県教育委員会告示第七号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第十八条第八項の規定に基づき、福岡県教育庁教育総務部総務課秘書広報係の職員を、福岡県教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員に指定し、令和八年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定(令和五年三月福岡県教育委員会告示第四号)は、令和八年三月三十一日限り廃止する。

令和八年三月三十一日

福岡県教育委員会

雑報

福岡県新型インフルエンザ等対策本部規程第一号

福岡県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県新型インフルエンザ等対策本部長

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する規程

福岡県新型インフルエンザ等対策本部規程(平成二十五年七月福岡県新型インフルエンザ等対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 政策企画部

三 市町村・地域振興部

第五条第一項中第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 人材育成・活躍推進部

別表第一中

企画・地域振興部	企画・地域振興部長	企画・地域振興部次長
人づくり・県民生活部	人づくり・県民生活部長	市町村振興局長 空港対策局長 国際局長
保健医療介護部	保健医療介護部長	人づくり・県民生活部次長 私学振興・青少年育成局長 スポーツ局長
福祉労働部	福祉労働部長	保健医療介護部次長 医監
環境部	環境部長	福祉労働部次長 労働局長 人権・同和対策局長
		環境部次長

を

別表第二中

企画・地域振興部	調査統計班	情報政策班	総合政策班	防災危機管理 局	総務事務厚生班	県民情報広報班	財産活用班	財務課長	財政課長	人事課長	行政経営企画課長	秘書班	秘書室長	環境部	福祉こども政策部	保健医療介護部	人材育成・活躍推進部	市町村・地域振興部	政策企画部	商工部	商工部長	商工部長	商工部次長	商工部次長			
	調査統計課長	情報政策課長	総合政策課長																		消防防災指導班	防災企画課長	総務事務厚生課長	県民情報広報課長	財産活用課長	財務課長	財政課長

に改める。

政策企画部	秘書・政策班	防災危機管理 局	統計班	総務事務厚生班	財産活用班	財務課長	財政課長	人事課長	法務・県民情報班	行政マネジメント班	総務部	スポーツ振興班	青少年育成班	私学振興班	生活安全班	女性活躍推進班	男女共同参画推進班	文化振興班	社会活動推進班	東京連絡班	国際局	空港対策局	市町村振興局	交通政策班	秘書室長	消防保安課長	危機管理課長	防災企画課長	統計課長	総務事務厚生課長	財産活用課長	財務課長	財政課長	人事課長	法務・県民情報課長	行政マネジメント課長	スポーツ振興課長	青少年育成課長	私学振興課長	生活安全課長	女性活躍推進課長	男女共同参画推進課長	文化振興課長	社会活動推進課長	東京事務所長	国際交流課長	国際政策課長	空港事業課長	空港政策課長	行政支援班	政策支援課長	交通政策課長
																									消防保安課長	危機管理課長	防災企画課長	統計課長	総務事務厚生課長	財産活用課長	財務課長	財政課長	人事課長	法務・県民情報課長	行政マネジメント課長	スポーツ振興課長	青少年育成課長	私学振興課長	生活安全課長	女性活躍推進課長	男女共同参画推進課長	文化振興課長	社会活動推進課長	東京事務所長	国際交流課長	国際政策課長	空港事業課長	空港政策課長	行政支援班	政策支援課長	交通政策課長	

を







工業保安班	中小企業振興班	福祉総務部	福祉総務班	子育て支援班	こども福祉班	障がい福祉班	保護・援護班	労働局	職業能力開発班	職業能力開発班
		福祉総務部	福祉総務班	子育て支援班	こども福祉班	障がい福祉班	保護・援護班	労働局	職業能力開発班	職業能力開発班
一 高圧ガス事業者に対する感染予防啓発、連絡調整	一 商工会議所・商工会を通じての県内中小企業に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。 二 商店街関係者に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。 三 福岡県中小企業振興センター、福岡県中小企業団体中央会を通じての県内中小企業に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。	一 一部内の連絡調整に関すること。 二 備蓄物資に関すること。	一 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設）、「届出保育施設」に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。	一 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設以外）に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。	一 障がい者福祉施設に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。	一 保護施設、社会事業授産施設、無料低額宿泊所に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。	一 職業訓練実施機関に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。	一 職業訓練実施機関に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。	一 職業訓練実施機関に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。	一 職業訓練実施機関に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。

を

に、

を

表県土整備部の部水資源対策班の項を削り、同表中 下水道班 総務企画班 総務班	一 下水道事業者に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。 二 事務局職員の動員に関すること。 三 広報に関すること。	一 上下水道事業者に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。 二 一部内の連絡調整に関すること。 三 事務局職員の動員に関すること。	一 商工会議所・商工会を通じての県内中小企業に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。 二 商店街関係者に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。 三 福岡県中小企業振興センター、福岡県中小企業団体中央会を通じての県内中小企業に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。	等に関すること。
---	---	--	--	----------

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

に改める。

を

に改め、同